

資料No.1-2

令和7年12月釜石市議会定例会
議案等説明資料

釜 石 市

目 次

議案第72号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	5
議案第73号	釜石市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	6
議案第74号	釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………	7
議案第76号	釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	8
議案第77号	釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	9
議案第78号	釜石市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………	10
議案第79号	釜石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………	11
議案第80号	釜石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	12
議案第81号	地方卸売市場釜石市魚市場条例の一部を改正する条例……………	13
議案第82号	釜石市下水道条例の一部を改正する条例……………	14
議案第89号	鵜住居2号線道路改良工事(その2)の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて……………	15
議案第90号	字の区域の変更に関し議決を求めることについて……………	17
議案第91号	岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて……………	18
議案第92号	釜石市過疎地域持続的発展計画を変更することに関し議決を求めることについて……………	19

議案第72号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

1 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)が令和7年9月10日に公布されたことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)等の一部が改正され、同年10月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正することに関し、同年9月30日付けで専決処分したことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。

2 改正する条例

- (1) 釜石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年釜石市条例第17号)
- (2) 釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年釜石市条例第18号)
- (3) 釜石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年釜石市条例第19号)
- (4) 釜石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年釜石市条例第20号)

3 主な改正内容

2(1) ア 引用する条項番号の改正

イ 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)に、幼保連携型認定こども園の職員等に対し、園児に対する虐待その他園児の心身に有害な影響を及ぼす行為を禁止する規定が新設された。

これに伴い、学校教育法(昭和22年法律第26号)において認定こども園法を準用するものとされている幼稚園を含め、幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設の職員に対し、施設を利用する子どもに対する虐待や心身に有害な影響を与える行為を禁止する規定において引用する法律を、認定こども園法に新設された規定に改める。

2(2)～(4) 引用する条項番号の改正

4 施行期日

令和7年10月1日

(担当課：こども家庭課)

議案第73号

釜石市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

1 提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)が令和4年6月22日に公布されたことにより、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正することに関し、令和7年10月29日付けで専決処分したことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。

2 主な改正内容

引用する条項番号の改正

3 施行期日

令和7年10月29日

(担当課：こども家庭課)

議案第74号

釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第82号)が令和7年9月16日に公布されたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部が改正され、同日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正することに関し、同年9月22日付けで専決処分したことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 家庭的保育事業等を利用する乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)の健康管理の円滑な実施に資するため、母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する健康診査等が行われた場合に、当該健康診査等の内容が、利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことを可能とする規定を追加する。
- (2) 2(1)の場合において、家庭的保育事業者等が乳幼児の健康診査等の結果を把握することを義務付ける規定を追加する。

3 施行期日

令和7年9月22日

(担当課：こども家庭課)

議案第76号

釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

令和7年10月17日に発出された岩手県人事委員会の勧告を参考として、釜石市一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表の改正等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

(1) 給料表の改正

若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員を含め全体の給料月額を引き上げる。

(2) 一般職の職員の期末手当の支給割合の引上げ

年間「2.50月分」を「2.525月分」にする。

ア 令和7年12月期 1.275月分(令和7年6月期 1.25月分との年間調整)

イ 令和8年6月期以降 1.2625月分

(3) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合の引上げ

年間「1.40月分」を「1.425月分」にする。

ア 令和7年12月期 0.725月分(令和7年6月期 0.70月分との年間調整)

イ 令和8年6月期以降 0.7125月分

(4) 一般職の職員の勤勉手当の支給割合の引上げ

年間「2.10月分」を「2.125月分」にする。

ア 令和7年12月期 1.075月分(令和7年6月期 1.05月分との年間調整)

イ 令和8年6月期以降 1.0625月分

(5) 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合の引上げ

年間「1.00月分」を「1.025月分」にする。

ア 令和7年12月期 0.525月分(令和7年6月期 0.50月分との年間調整)

イ 令和8年6月期以降 0.5125月分

(6) 助産師及び主任助産師の給与体系の追加

令和8年4月から助産師を職員として採用する予定であることに伴い、助産師及び主任助産師の給与体系を規定するため、職務に応じた給与の等級を規定する医療職給料表(3)等級別基準職務表の2級の項に「助産師の職務」を、同表の3級の項に「主任助産師の職務」を、それぞれ追加する。

3 施行期日

2(1) 公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2(2)ア・2(3)ア・2(4)ア・2(5)ア 公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

2(2)イ・2(3)イ・2(4)イ・2(5)イ・2(6) 令和8年4月1日

(担当課：総務課)

議案第77号

釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

釜石市特別職の職員の期末手当の支給割合を引き上げることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

期末手当の支給割合の引上げ

年間「3.45月分」を「3.50月分」にする。

- (1) 令和7年12月期 1.775月分(令和7年6月期 1.725月分との年間調整)
- (2) 令和8年6月期以降 1.75月分

3 施行期日

- 2(1) 公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
- 2(2) 令和8年4月1日

(担当課：総務課)

議案第78号

釜石市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

釜石市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

期末手当の支給割合の引上げ

年間「3.45月分」を「3.50月分」にする。

(1) 令和7年12月期 1.775月分(令和7年6月期 1.725月分との年間調整)

(2) 令和8年6月期以降 1.75月分

3 施行期日

2(1) 公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

2(2) 令和8年4月1日

(担当課：総務課)

議案第79号

釜石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

令和7年10月17日に発出された岩手県人事委員会の勧告を参考として、特定任期付職員の給料表の改正等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

(1) 給料表の改正

全体の給料月額を引き上げる。

(2) 期末手当の支給割合の引上げ

年間「1.90月分」を「1.925月分」にする。

ア 令和7年12月期 0.975月分(令和7年6月期 0.95月分との年間調整)

イ 令和8年6月期以降 0.9625月分

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ

年間「1.75月分」を「1.775月分」にする。

ア 令和7年12月期 0.90月分(令和7年6月期 0.875月分との年間調整)

イ 令和8年6月期以降 0.8875月分

3 施行期日

2(1) 公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2(2)ア・2(3)ア 公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

2(2)イ・2(3)イ 令和8年4月1日

(担当課：総務課)

議案第80号

釜石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例

1 提案理由

令和7年10月17日に発出された岩手県人事委員会の勧告を参考として、会計年度任用職員の給料表の改正等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

(1) 給料表の改正

一般職の職員の給料表のうち職務の級1級を参考とし、全体の給料月額を引き上げる。

(2) 勤勉手当の支給割合の引上げ

年間「2.10月分」を「2.125月分」にする。

ア 令和7年12月期 1.075月分(令和7年6月期 1.05月分との年間調整)

イ 令和8年6月期以降 1.0625月分

3 施行期日

2(1) 公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2(2)ア 公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

2(2)イ 令和8年4月1日

(担当課：総務課)

議案第81号

地方卸売市場釜石市魚市場条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方卸売市場釜石市魚市場における卸売の買受人の承認要件の見直し等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

(1) 買受人の承認要件の見直し

国の規制改革実施計画における卸売市場の活性化の取組として、市場への新規参入に際し、既存事業者等の推薦や同意を求めることが、合理的理由なく新規参入を阻止することとなる場合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)上の問題となるおそれがあるとされ、見直しに向け必要な措置を講ずるものとされている。

当市の条例においては、販売又は加工の目的をもって卸売を受けようとする者(買受人)に対し、卸売業者の取引承諾を受けることを義務付けていることから、国の規制改革の方針及び地方卸売市場認定権者である岩手県からの指摘を踏まえ、当該義務規定を廃止するもの。

(2) その他所要の改正

3 施行期日

令和8年1月5日

(担当課：水産農林課)

議案第82号

釜石市下水道条例の一部を改正する条例

1 提案理由

排水設備指定工事店の指定手数料を規定すること等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

(1) 排水設備指定工事店の指定手数料を徴収する規定の新設

排水設備等の工事を行う者を市長が指定した者(以下「指定工事店」という。)に限定する規定について、指定工事店の指定及び更新の際に、申請者から申請1件につき1万円の手数料を徴収する規定を新設する。

(2) 指定工事店における責任技術者の専属規定の改正

国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、指定工事店の営業所ごとに責任技術者(排水設備の工事における設計及び技術上の管理、施工に関して一定水準の知識・技術を持った者として、公益財団法人岩手県下水道公社の資格認定を受けたもの)を専属で配置することを義務付ける規定を廃止する。

(3) 災害時等における排水設備等の工事に係る規定の追加

令和6年1月に発生した能登半島地震において、指定工事店の被災が復旧の遅れの一因となったことを踏まえ、災害その他非常の場合において市長が必要と認めるときは、他の市町村長が指定した工事店が市内において排水設備等の工事を行うことを可能とする規定を追加する。

(4) その他所要の改正

3 施行期日

令和8年1月1日

(担当課：下水道課)

議案第89号

鵜住居2号線道路改良工事(その2)の変更請負契約の締結に関し議決を求める
ことについて

1 提案理由

令和7年3月10日に締結した鵜住居2号線道路改良工事(その2)の請負契約について、整備する道路の流末排水路に係る排水構造物工の追加及び補強土壁の背後に使用する土砂を他地区から搬入する必要が生じたこと等に伴い、契約額を増額する変更請負契約を締結しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、工期は、令和7年3月10日から令和8年3月25日まで(変更なし)である。

2 工事名

鵜住居2号線道路改良工事(その2)

3 契約金額

変更前 135,771,900円(うち消費税額及び地方消費税額 12,342,900円)

変更後 160,034,600円(うち消費税額及び地方消費税額 14,548,600円)

増額分 24,262,700円(うち消費税額及び地方消費税額 2,205,700円)

4 契約の相手方

釜石市松原町三丁目10番22号

株式会社 小澤組

代表取締役 小澤 二郎

5 仮契約締結日

令和7年10月31日

6 備考

契約金額増額分の内訳

排水構造物工(流末排水路)	増	13,557千円
補強土壁工(土砂搬入)	増	2,500千円
法面工(植生基材吹付)	増	1,607千円
法面排水工(シールコンクリート)	増	1,109千円
付帯工(伐根材処分)	増	5,490千円

(担当課：建設課)

鵜住居2号線道路改良工事(その2)

変更概要

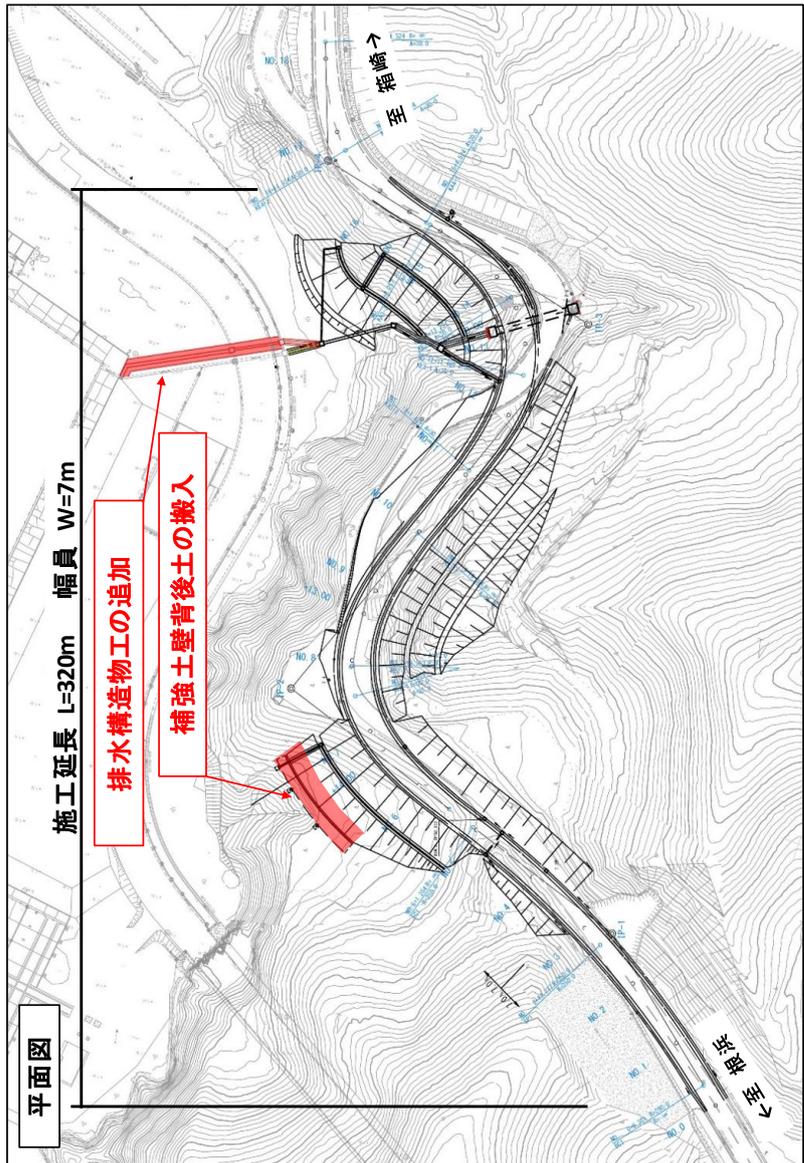
【変更理由】

整備する道路の流末排水路であり、新たに箱崎漁港内に整備する排水路に関して、関係機関との協議が整ったことから、排水構造物工を追加するもの。

補強土壁の背後に使用する土砂について、当初、現地発生材を使用する計画であったが、土質試験の結果、使用できないことが判明したため、他地区から土砂を搬入する必要があるとしたもの。

【主な変更数量】

- ・排水構造物工(流末排水路)
L=0m → L=45m
- ・補強土壁工(土砂搬入)
V=0m³ → V=1,020m³



議案第90号

字の区域の変更に関し議決を求めることについて

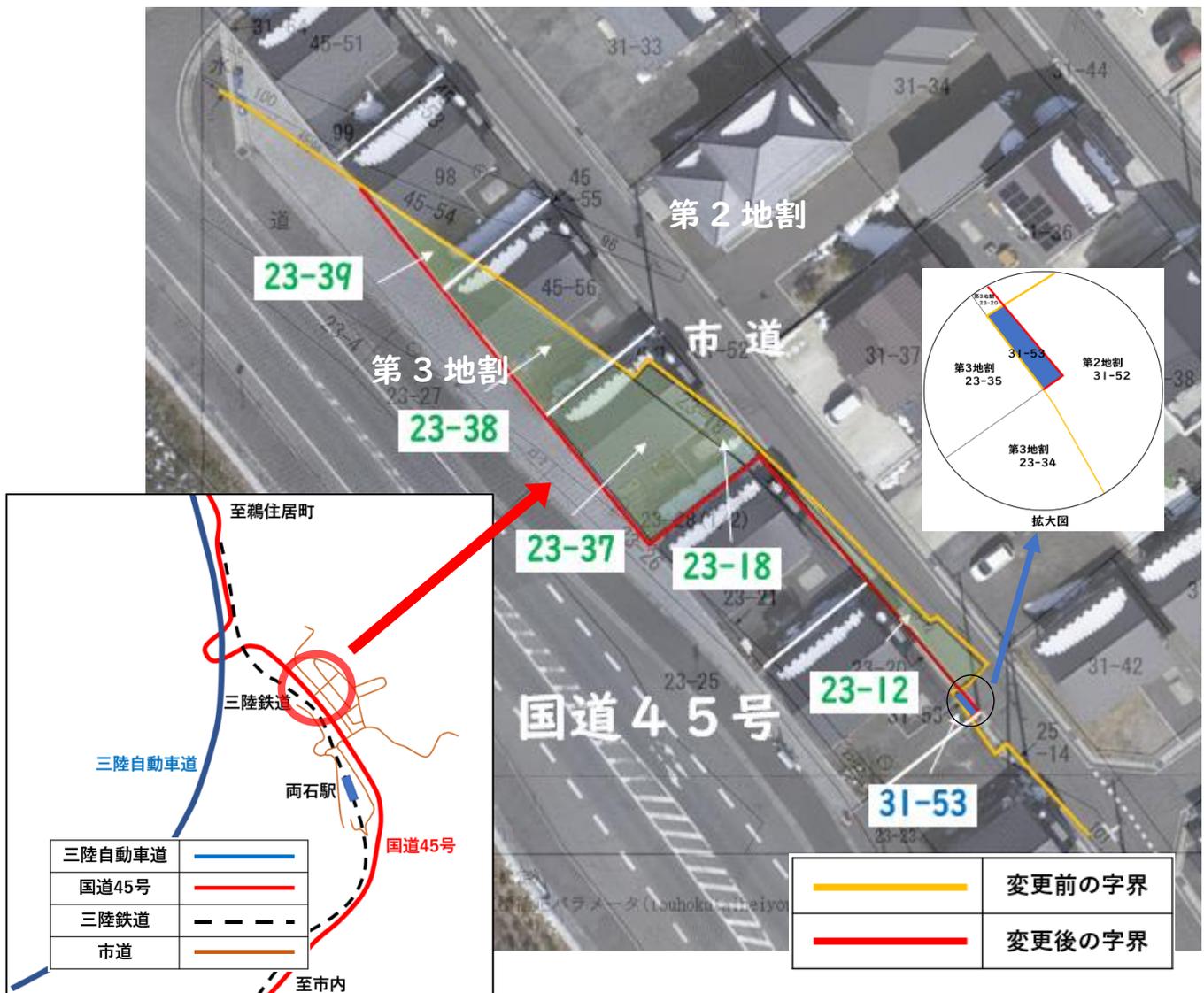
1 提案理由

両石復興住宅の区画整理に伴う字界の整合化のため、字の区域を変更しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

当市の字の区域を次のとおり変更する。

- (1) 釜石市両石町第2地割に編入する区域
釜石市両石町第3地割23番12、23番18、23番37、23番38及び23番39
- (2) 釜石市両石町第3地割に編入する区域
釜石市両石町第2地割31番53



(担当課：建設課)

議案第91号

岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

1 提案理由

岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な変更内容

老朽化が進行する一般廃棄物処理施設の長期的な使用を図るため、岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業を実施することに伴い、岩手沿岸南部広域環境組合を構成する市町の負担金の負担割合を規定する別表に、建設改良費の規定を追加する。

なお、建設改良費の負担割合は均等割(100分の10)及び利用割(100分の90)をもって算定するものとし、利用割については、平成23年10月から令和7年9月までに処理された一般廃棄物の量に、岩手沿岸南部地域循環型社会形成推進地域計画の令和7年10月から令和8年3月までの目標溶融対象量を加算した総計を基準にして算定するものとする。

3 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：生活環境課)

議案第92号

釜石市過疎地域持続的発展計画を変更することに関し議決を求めることについて

1 提案理由

令和3年9月釜石市議会定例会において議決を得て計画した釜石市過疎地域持続的発展計画について、令和7年度過疎対策事業債の借入れに伴い、計画を変更しようとするもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 変更の内容

事業内容の変更

【3 地域における情報化】

計画本文31ページ及び事業計画の表に「地域情報通信施設整備事業」を追加する。

【8 教育の振興】

計画本文56ページ及び事業計画の表に⑥「給食施設」を加え、「学校給食用牛乳保冷库購入事業」を追加する。

(担当課：総合政策課)